平成26年度(第3期)

事業報告及び計算書類等

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日



目 次

【事	業報	告】
事業	報告	<u></u>
	1	当行の現況に関する事項 ・・・・・・・・・・ 1
	2	株式に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
	3	新株予約権等に関する事項 ・・・・・・・・・・ 8
	4	役員に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
	5	会計監査人に関する事項 ・・・・・・・・・・ 10
	6	業務の適正を確保するための体制 ・・・・・・・・・ 11
	7	会社の支配に関する基本方針 ・・・・・・・・・・ 13
附属	明組	田書(事業報告関係) ・・・・・・・・・・・・・・・ 14
【計算	算書	類】
	計算	拿書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	計算	算書類の附属明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 37
【監】	查報	告】
	1	独立監査人の監査報告書謄本 ・・・・・・・・・・・ 41
	2	監査役会の監査報告書謄本 ・・・・・・・・・・・・ 42
	3	監査役の監査報告書謄本 ・・・・・・・・・・・・・・ 44
【決算	算報·	告書】
	1	決算報告書 · · · · · · · · · · · · · · · 51
	2	監査役の意見書 ・・・・・・・・・・ 56
【財産	産目:	録】
	財産	崔目録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

(注) 本報告書の計数について

(1) 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、 内訳を集計した計数と一致しないものがある。

(2) 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示した。

事業報告 平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、株式会社国際協力銀行法(以下「JBIC 法」といいます。)第 11 条に 定められた業務を行いました。

(1) 事業の経過及びその成果

世界経済は、欧州の景気後退の長期化、金融部門・不動産部門に問題を抱えた中国を始めとした 主要新興国の成長減速が見られるものの、全体としては緩やかな回復傾向にあります。しかし、米 国の金融緩和の縮小に伴う影響やロシア・ウクライナを始めとした地政学上の動向等による世界経 済の下振れリスクが懸念されています。

こうした中、日本を取り巻く国際的な環境も、大きく変化しつつあります。資源分野では、世界 の資源需要の急増、資源権益を巡る国際競争の激化等に加え、足許では国内の原子力発電の停止に より燃料調達費が重大な貿易収支圧迫要因となっている状況下、シェールガス革命による世界的需 給構造の変化等を踏まえつつ、資源の安定的確保や供給源の多角化を進めることは、国民生活にも 直結する非常に重要な課題となっています。また、日本の産業界においても、成長市場の獲得を目 指し、開発・調達・生産・販売等あらゆる面でのグローバル化に取り組んでいますが、各国との競 争が激化する中、個別の製品や要素技術だけでなく、経営ノウハウや運営・維持管理まで含めたイ ンフラシステムの海外展開が重要となっています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図る ことが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみな らず、我が国の高度な環境技術を活用した案件や再生可能エネルギー案件をはじめ、環境の保全・ 改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こりつつある中、当行は、JBIC 法に基づき、 一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1)日本にとって重要な資源の海外におけ る開発及び取得の促進、(2)日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3)地球温暖化の防止等の地球 環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4)国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への 対処、の4つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、 かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

また、かかる目的を遂行するにあたり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本 そして世界の未来を展(ひら)きます。」を掲げております。これは、当行にとってのコア・バリュー である、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の3つを表すものです。当行にとって、「現場主義」 とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加 価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につ なげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心で豊かな未来を見据 え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

当期、当行は、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)や「インフラシス テム輸出戦略(平成 26 年度改訂版)」(平成 26 年 6 月 3 日経協インフラ戦略会議決定)等の政府施 策も踏まえつつ、資源権益の取得・開発の促進、日本企業による海外 M&A の促進、インフラ案件 を始めとする日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。

具体的には、資源権益の取得・開発に関しては、米国のLNGプロジェクトやペルーの銅鉱山権益取得・開発事業等を、海外M&Aに関しては、米国におけるスピリッツの製造・販売事業の買収をハイブリッドファイナンス等も活用して支援したほか、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業によるインドの医薬品製剤の受託製造(CMO)・受託開発製造(CDMO)及びジェネリック医薬品の製造・販売事業の買収案件等の支援を実施しました。また、モロッコ王国での超々臨界圧石炭火力発電事業や英国での洋上風力発電事業、サウジアラビア王国での石油精製・石油化学統合プラント拡張事業等向け融資や、アラブ首長国連邦ドバイ首長国を拠点とする総合水事業会社向け出資等、日本企業が事業参画するインフラ等の案件や、ASEAN諸国を中心とする各国における中堅・中小企業の海外事業展開についても、積極的に支援しました。

また、地球環境保全業務としてサブサハラ・アフリカ諸国の再生可能エネルギー事業向け支援や、 チュニジアの発行体が発行するサムライ債に対する保証を供与致しました。

こうした取組の結果、当期の出融資保証承諾額は3兆2,493億円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

直前3事業年度の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位:百万円)

							(十四・ログ17)
					第1期	第2期	第3期
					(平成 24 年 4 月 1 日	(平成 25 年 4 月 1 日	(平成 26 年 4 月 1 日
					~平成 25 年 3 月 31 日)	~平成26年3月31日)	~平成27年3月31日)
経	常		収	益	217,291	226,100	257,252
経	常		利	益	63,583	91,358	120,496
当	期	純	利	益	63,585	91,366	126,187
純	資		産	額	2,346,738	2,341,312	2,460,520
総		資		産	14,430,245	16,346,047	18,463,816

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ)主要な資金調達の状況

(単位:億円)

主要	な資金調達	方法	当期調達額
借		入	15,129
うち	財政融資資	金他	2,397
うち	外国為替資	金	12,732
社		債	3,848
出	資	金	310
(計)	19,288

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

- 2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の為替レートで 換算した金額を計上しています。
- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(ロ)主要な借入先等

(a) 借入金

(単位:億円)

借入先	借入先当期借入額			
財政融資資金	金他	2,397	34,009	
外国為替賞	金	12,732	60,243	
(計)	15,129	94,253	

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 - 2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成27年3月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(b) 社債

(単位:億円)

当期発行額 (上段:政府保証債) 下段:財投機関債	当期末残高 上段:政府保証債 下段:財投機関債
3,748	25,695
100	4,799

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 - 2 政府保証債(外貨建て)の当期発行額については、原則発行時の前月末の 為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成27年3月末為替レートで 換算した金額をそれぞれ計上しています。

(c) 出資金

(単位:億円)

出資	金の名	称等	当期受入額
一般	会計出	資金	_
産業	投資出	資 金	310
(計)	310

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

口 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位:百万円)

設	備	投	資	の	総	額	
							2,731

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内	容	金	額	備	考
情報システム	関連設備投資等		1,987	基幹システムに係る	るシステム構築等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、平成 24 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 重要な法令等の改正 該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 取締役の選任

平成26年6月24日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 代表取締役の選定

平成26年6月24日の取締役会において決議、同日認可

(ハ) 政府からの借入及び社債

平成26年度の社債発行の基本方針を策定、平成26年4月4日認可

(5) 当行の概要

イ 沿革

平成23年5月2日 「株式会社国際協力銀行法」公布・施行

平成24年4月1日 株式会社国際協力銀行設立

平成24年9月30日 駐留軍再編促進金融業務を終了

平成 24 年 11 月 30 日 駐留軍再編促進金融勘定を廃止

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府 100%出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ 主要な営業所の状況(本店、西日本オフィス、海外駐在員事務所)

当期末における当行の主要な営業所は、本店1、西日本オフィス1、海外駐在員事務所16です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

西日本オフィス : 大阪市北区曽根崎二丁目3番5号 梅新第一生命ビルディング10階

海外駐在員事務所: 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニュ

ーデリー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシ ントン、ブエノスアイレス、メキシコシティー、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

区	分	人	数
職	員		531名

(注)職員数は、平成 26 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

<中期経営計画(平成 27~29 年度)の推進>

日本は今、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えつつも、20 年以上にわたる経済の停滞から抜け出し、力強さを取り戻しつつあります。日本経済を確実に成長軌道に乗せ、そして更に豊かな社会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのための大きな鍵の一つとして、我が国企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進等フロンティアの開拓を通じて、日本経済の新たな成長エンジンを創り出していくことが求められています。

当行は、このような認識の下、日本経済の持続的な成長に対し一層能動的に貢献すべく平成 27~29 年度中期経営計画 (新中期経営計画) を策定しました。新中期経営計画では、「JBIC ならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持

続的な成長に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」ことを基本目標に掲げています。 新中期経営計画の基本目標の下、日本政府の成長戦略、産業界の動向・ニーズや金融経済環境等を 踏まえ、当行として取り組むべきと考える5つの業務分野を抽出しました。

① 資源分野	: 我が国企業の資源ビジネスの支援推進
② インフラ分野	: 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
③ 産業分野	: 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた
	支援推進
④ 中堅中小分野	: 中堅・中小企業の海外展開支援
⑤ 環境分野	: 気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

また、当行がこれらの分野において、より高い次元で必要な機能・役割を果たすために、発揮・ 強化すべき組織能力として以下4つの能力を抽出しました。

- 事業実現のための金融組成力
- プロジェクトの bankability (注) の実現力 (注) 対象プロジェクトの事業や金融等のリスクを考慮した資金調達の確実性
- 情報提供・政策提言力
- 民間資金の動員力

新中期経営計画では、重点的に取り組むべきと考える 5 つの業務分野において、上記 4 つの組織能力を発揮・強化して、「我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会(国・地域、分野・セクター等)の探索と創造に貢献」すべく重点取組課題を以下のとおり設定しております。当行はこれまで民業補完の徹底に努めてきており、新中期経営計画においては、民間資金の一層の拡充を図るべく、「民間資金動員の拡充」も重点取組課題の一つに位置付けております。

重点取組課題

- ① 我が国企業の資源ビジネスの支援推進
 - 1-1 資源の調達先の分散や安定確保に資する案件の推進
 - ホスト国政府・国営石油ガス会社・資源メジャー等との交渉力やリスク・コントロール/ アロケーションの知見を活用し、資源国のカントリーリスク・テイクを行いつつ、案件形成・実現を支援。また、先端技術を活かした資源開発や、関連インフラと併せた総合的な資源開発を支援
 - 1-2 LNG 調達コスト低減に資する案件の推進
 - LNG については、1-1 の具体的取組に加え、長期的な LNG 調達価格低減に資する案件の 形成・実現を支援
- ② 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
 - 2-1 社会インフラセクター (鉄道、水、情報通信等) への取組強化
 - 社会インフラセクターにおいて、ホスト国政府等との密接な関係や海外キープレーヤーとの交渉力を活かし、初期段階からの事業参画の枠組み整備・案件形成への関与を進めるとともに、リスク・コントロール/アロケーションの知見や様々な金融ツールを活用することにより、我が国企業によるインフラシステム展開等を支援

- 2-2 電力案件の円滑な実現への取組強化
 - ホスト国政府や海外キープレーヤー等に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見、様々な金融ツールを活用し、高効率発電や再生可能エネルギー発電分野等において、従来の国・地域、手法の枠を超えて、我が国企業の先端技術の海外展開や個別プロジェクト参画を支援
- ③ 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進
 - 3-1 我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業展開に対する支援の強化
 - 企業の戦略策定段階からのコミュニケーションや、海外リスクテイクの強化等を通じ、我 が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業投資を通じた収益機会の更なる獲得を支援
 - 3-2 我が国の競争優位にある技術・ビジネスモデル等の海外展開支援を通じた成長産業化への貢献
 - 我が国企業が有する技術、ブランド、ビジネスモデル等の強みを活かして、海外市場における商業化や市場獲得等を通じて成長産業へと発展する成長シナリオの実現を支援
- ④ 中堅・中小企業の海外展開支援
 - 中堅・中小企業の海外展開に対する JBIC の特徴を活かした支援
 - 民間金融機関とも協調しつつ、中堅・中小企業のニーズ(現地通貨建融資等)を踏まえ、中 堅・中小企業の海外事業展開を通じた収益機会獲得を JBIC の特徴を活かして支援(出融資 保証等承諾の他、融資相談・情報提供を含む)
- ⑤ 気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

気候変動対策を含む地球環境保全に資するプロジェクトへの取組強化

- 国際的な議論や、我が国やホスト国政府等の当該分野の政策を踏まえ、ホスト国政府に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活かしつつ、地球環境保全業務(GREEN)その他様々な金融種類を活用することにより、気候変動対策を含む地球環境保全分野における我が国企業やホスト国政府等の取組を支援
- ⑥ 民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充

民間資金動員の更なる拡充

- 債権流動化施策推進に向けた取組を拡充
- 出資・劣後ローン・LBO ファイナンス等によるリスクマネー供給等を通じた民間資金動員 の推進
- 外部金融環境の変化や個別案件の特性に応じた適切な協調融資組成の更なる推進

また、業務の重点取組課題への取り組みを支えるべく、組織・財務分野における重点取組課題を以下のとおり設定しております。

組織・財務分野の重点取組課題

- ⑦ リスク管理態勢の充実化と財務安定性の維持・強化
- ⑧ 組織力向上に向けた人材開発強化等
- ⑨ 組織運営及び事務フロー・プロセスの効率化

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 5,164,000,000,000 株 発行済株式の総数 1,391,000,000,000 株

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出	資 状 況
体土の八石又は石柳	持株数等	持株比率
財務 大臣	1,391,000,000,000 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在

				1 /9/ 2. 1 G/1 GI A JULE
	氏	名	,	地位及び担当
渡	辺	博	史	代表取締役総裁
矢	島	浩	_	代表取締役副総裁 (総裁補佐及び産業ファイナンス部門)
前	田	匡	史	代表取締役専務取締役 (インフラ・環境ファイナンス部門)
小	杉	俊	行	取締役(資源ファイナンス部門)
近	藤		章	取締役(社外取締役)
井	本		裕	常勤監査役
西	尾	進	路	監查役(社外監查役)
五	十嵐	達	朗	監查役(社外監查役)

- (注) 1 取締役 近藤 章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 - 2 監査役 西尾 進路氏及び五十嵐 達朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査 役です。
 - 3 監査役 五十嵐 達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する 相当程度の知見を有する者です。
 - 4 取締役 近藤 章氏の兼職については、以下(2)イをご参照ください。
 - 5 平成 26 年 7 月 1 日付で、原子力・新エネルギー部の所属部門の変更及びそれに伴う部門名の改称を行ったことにより、代表取締役 前田 匡史氏の担当が「インフラ・ファイナンス部門」から「インフラ・環境ファイナンス部門」へ、また、取締役 小杉俊行氏の担当が「資源・環境ファイナンス部門」から「資源ファイナンス部門」へと

変わっております。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 近藤 章氏は、カルビー株式会社社外監査役を兼職しており、また、平成 26 年 9 月 30 日まで AIG ジャパン・ホールディングス株式会社の副会長を、平成 26 年 6 月 24 日まで富士火災海上保険株式会社の非常勤取締役を務めておりましたが、兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
	当期取締役会 15 回開催のうち 15 回に出席。
近藤 章	企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行ってい
	ます。
	当期取締役会 15 回開催のうち 14 回に出席。
正尺 冶炉	当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。
西尾 進路	企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行ってい
	ます。
	当期取締役会 15 回開催のうち 15 回に出席。
工 1. 岗 、 凌 相	当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。
五十嵐 達朗	財務及び会計の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っ
	ています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
近藤 章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
西尾 進路	会社法第 427 条第1項及び定款の規定により、同法第 423 条第1項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、
五十嵐 達朗	同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約

(3)役員の報酬に関する事項

区分	人数	報酬等
取 締 役	5名	93 百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(9百万円)
監 査 役	3名	32 百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(16百万円)
合 計	8名	125 百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額6百万円(取締役5百万円、監査役1百万円)が含まれています。
 - 2 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額と して、9百万円(取締役8百万円、監査役1百万円)を計上しています。
 - 3 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員		
公認会計士 茂木 哲也	81 百万円	_
公認会計士 三浦 昇		
公認会計士 伊澤 賢司		

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 - 2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務として、平成24年度~平成26年度分IFRS財務諸表に関する監査業務について123百万円の対価を支払っております。
 - 3 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、アジア諸国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成 26 年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案し

て、監査役会において検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」(内部統制基本方針)(会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)を踏まえ、平成27年4月22日に改正)を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

- (1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下 「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関す る規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を当行の取締役及 び職員に周知する。
 - ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
 - ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令 等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - ニ 当行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - ホ 当行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが 可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - へ 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応 し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取 締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- ロ 当行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- ニ 当行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、 危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な 回復に向けた対応を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
 - ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任 事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、 経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
 - ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
 - ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限 規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(5)業務の適正を確保するための内部監査体制

- イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内 部規程を定める。
- ロ 当行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締 役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- へ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施 に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
 - ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
 - ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監 査の補助に従事させることができる。
- (7) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項
 - イ 当行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その 他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
 - ロ 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監 査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を 兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監 査役の同意を得る。
 - (イ) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理 由を明らかにすること
 - (ロ) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、 兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

- (ハ) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的 に限定すること
- (二) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
- (ホ) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務 よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
- (へ) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること
- (8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
 - ロ 取締役及び職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違 反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
 - ハ 当行は、前項に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利 な取扱いを一切行わない。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
 - ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
 - ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
 - ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
 - ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務 に関する助言を求めることができる。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以上

附属明細書 (事業報告関係)

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

- 1. 役員について重要な兼職状況の明細 事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。
- 2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項該当事項はありません。

以 上

【計算書類】

第3期末(平成27年3月31日現在)貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	850, 496	借 用 金	9, 425, 316
現金	0	借 入 金	9, 425, 316
預け金	850, 496	社 債	3, 049, 490
有 価 証 券	261, 786	その他負債	949, 227
その他の証券	261, 786	未 払 費 用	27, 645
貸 出 金	14, 432, 949	前 受 収 益	63, 934
証 書 貸 付	14, 432, 949	金融派生商品	833, 744
その他資産	430, 297	金融商品等受入担保金	12, 750
前 払 費 用	520	リース債務	31
未 収 収 益	45, 331	その他の負債	11, 121
金融派生商品	18, 913	賞 与 引 当 金	500
金融商品等差入担保金	365, 250	役員賞与引当金	6
その他の資産	282	退職給付引当金	6, 395
有 形 固 定 資 産	28, 295	役員退職慰労引当金	30
建物	3, 040	支 払 承 諾	2, 572, 328
土 地	24, 664	負債の部合計	16, 003, 296
リース 資産	22	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	567	資 本 金	1, 391, 000
無形固定資産	3, 154	利 益 剰 余 金	993, 053
ソフトウェア	3, 154	利 益 準 備 金	865, 683
支 払 承 諾 見 返	2, 572, 328	その他利益剰余金	127, 369
貸倒引当金	△ 115, 492	繰越利益剰余金	127, 369
		株主資本合計	2, 384, 053
		その他有価証券評価差額金	12, 786
		繰延ヘッジ損益	63, 681
		評価・換算差額等合計	76, 467
		純資産の部合計	2, 460, 520
資産の部合計	18, 463, 816	負債及び純資産の部合計	18, 463, 816

第3期

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

損益計算書

科 目 金 額 経 常 収 益 資金 運用 収 益 192,973 貸出 出金 利息 166,130 有価証券利息配当金 2,030 買現先利息 59 預け金 利息 1,479	257, 252
資金運用収益 192,973 貸出金利息 166,130 有価証券利息配当金 2,030 買現先利息 59	25 /, 252
貸 出 金 利 息 166,130 有 価 証 券 利 息 2,030 買 現 先 利 息 59	
有 価 証 券 利 息 配 当 金 2,030 買 現 先 利 息 59	
買 現 先 利 息 59	
1 2万 / 1 / 2 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	
預 け 金 利 息 1,479	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息 23,116	
その他の受入利息 156	
役 務 取 引 等 収 益 35,901	
その他の役務収益 35,901	
その他業務収益 4,100	
外 国 為 替 売 買 益 3,856	
その他の業務収益 244	
その他経常収益 24,276	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 13,392	
償 却 債 権 取 立 益 101	
株 式 等 売 却 益 0	
組 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益 10,633	
その他の経常収益 148	
	136, 755
資 金 調 達 費 用 116,076	
借 用 金 利 息 50,488	
社 債 利 息 65,567	
その他の支払利息 20	
役 務 取 引 等 費 用 2,088	
その他の役務費用 2,088	
そ の 他 業 務 費 用 1,585	
社 債 発 行 費 償 却 659	
金融派生商品費用 520	
その他の業務費用 405	
営 業 経 費 17,004	
程 常 利 益 <u>——————————————————————————————————</u>	120, 496
特別和益量	5, 707
固定資産処分益	
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益	
特 別	16
固 定 資 産 処 分 損	
当 期 純 利 益	126, 187

第3期[平成26年4月1日から] 株主資本等変動計算書

									.位:百万円)
	株主資本					評	価・換算差額	等	_
	資本金	利益準備金	利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	1, 360, 000	820, 000	91, 366	911, 366	2, 271, 366	5, 472	64, 472	69, 945	2, 341, 312
会計方針の変更に よる累積的影響額			1, 182	1, 182	1, 182				1, 182
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1, 360, 000	820, 000	92, 549	912, 549	2, 272, 549	5, 472	64, 472	69, 945	2, 342, 494
当期変動額									
新株の発行	31,000				31,000				31,000
準備金繰入		45, 683	△45, 683	-	-				-
国庫納付			△45, 683	△45, 683	△45, 683				△45, 683
当期純利益			126, 187	126, 187	126, 187				126, 187
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)						7, 313	△791	6, 521	6, 521
当期変動額合計	31,000	45, 683	34, 820	80, 504	111, 504	7, 313	△791	6, 521	118, 026
当期末残高	1, 391, 000	865, 683	127, 369	993, 053	2, 384, 053	12, 786	63, 681	76, 467	2, 460, 520

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を 採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~35年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年以内)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中の リース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存 価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算目の為替相場による円換算額を付しております。

- 6. 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」とい う。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認め る額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保 の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし て債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。当事業年度における損益に与えている影響額は5,698百万円であり、特別利益に計上しております。

また、当行は平成 26 年 10 月 1 日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用しておりま

す。これによる当事業年度の財務諸表への影響は軽微であります。

(5)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職 慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上して おります。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借用金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借用金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借用金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに

従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う 影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 1,182 百万円減少し、利益剰余金が 1,182 百万円増加しております。

なお、当事業年度の経常利益や当期純利益への影響及び当事業年度の1株当たり純資産額や 1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資総額 85,313 百万円
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また延滞債権額は120,482百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなか った貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる 事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は35,945百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上 遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,770百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 230,198 百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は3,126,981百万円であります。

- 7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債 3,049,490百万円の一般担保に供しております。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,140 百万円
- 9. 偶発債務

当行は平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券 710,000 百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

10. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政 令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお 残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければな らないものとされております。

なお、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該 剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益 その他経常取引に係る収益総額 13,405 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類並びに総数

(単位:株)

井士の種類	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
株式の種類	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	1, 360, 000, 000, 000	31, 000, 000, 000	_	1, 391, 000, 000, 000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 31,000,000,000 株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金 計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し 国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、 金融負債は、主に借用金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。) の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信 先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況 に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国 に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク (コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加さ れる企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴 うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資 とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フロー を生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・ 負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・ バランスを含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、 借用金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これ らに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘ ッジ対象となる貸出金、借用金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッ シュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等 を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借用金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借用金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借用金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門(営業推進部門)及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF (国際通貨基金)・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク (コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク)を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金

融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査 管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理 委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としておりま す。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行ってお ります。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議(パリクラブ)の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置のうえ、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は 以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。但し、金

利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクへ ッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して 変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量(VaR)等を計測しており、当事業年度の当行における市場リスク量(VaR)の状況は以下のとおりとなっております。なお、リスク量計測方法の精緻化に伴い、当事業年度より、外貨出資業務に伴う為替変動リスクも含めて市場リスク量(VaR)を計測しております。

- a VaRの状況(当事業年度末)
 - ① 金利 VaR : 823 億円
 - ② 為替 VaR : 1,394 億円
- b VaRの計測手法
 - ① 金利 VaR : ヒストリカル法
 - ② 為替 VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間(「観測期間」)の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率(「信頼区間」)の下で、③一定期間(「保有期間」)経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、金利 VaR については VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経 過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点 で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に 活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2) 参照)。

	貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	850, 496	850, 496	_
(2) 有価証券			
その他有価証券	39, 393	39, 393	_
(3)貸出金	14, 432, 949		
貸倒引当金(*1)	△113, 503		
	14, 319, 445	14, 383, 432	63, 986
(4)金融商品等差入担保金	365, 250	365, 250	-
資産計	15, 574, 586	15, 638, 572	63, 986
(1)借用金	9, 425, 316	9, 502, 290	76, 974
(2) 社債	3, 049, 490	3, 128, 010	78, 520
(3)金融商品等受入担保金	12, 750	12, 750	_
負債計	12, 487, 556	12, 643, 050	155, 494
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	_	_	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(814, 830)	(814, 830)	_
デリバティブ取引計	(814, 830)	(814, 830)	_

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除 しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フローティング・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率 及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該

帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び 先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(子会社・関連会社)(*1)	2,061
② 非上場株式 (子会社・関連会社以外) (*1)	114, 893
③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*2)	83, 251
④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2)	22, 186
금 計	222, 392

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	3年超	5年超	7年超	10 年超
		3年以内	5年以内	7年以内	10 年以内	
預け金 (*1)	850, 496	_	_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券	10, 417	14, 401	13, 900	_	2	_
貸出金 (*2)	1, 740, 690	2, 654, 313	2, 737, 387	2, 307, 041	2, 788, 346	2, 048, 300
合計	2, 601, 604	2, 668, 715	2, 751, 287	2, 307, 041	2, 788, 349	2, 048, 300

- (*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない156,869百万円は含めておりません。
- (*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略 しております。
- (注4) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	3年超	5年超	7年超	10 年超
		3年以内	5年以内	7年以内	10 年以内	
借用金	1, 075, 048	1, 773, 123	5, 647, 744	138, 800	790, 600	_
社債	638, 620	918, 410	1,021,317	95, 679	360, 510	20,000
合計	1, 713, 669	2, 691, 533	6, 669, 061	234, 479	1, 151, 110	20,000

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略 しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

- 1. 満期保有目的の債券(平成27年3月31日現在)該当事項はありません。
- 2. その他有価証券(平成27年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	_	_
	債券	-	_	_
	国債	-	-	_
	社債	-	_	-
	その他	38, 582	36, 881	1,701
	小計	38, 582	36, 881	1,701
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	_
	債券	-	_	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	_
	その他	243, 560	243, 561	△0
	小計	243, 560	243, 561	△0
合計		282, 143	280, 442	1,701

3. 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成 26 年 10 月 1 日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確 定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度(平成 26 年 10 月 1 日に厚生年金基金制度 から移行)及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度でありますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成 25 年 4 月 1 日に厚生労働大臣から 将来分支給義務免除の認可を受け、平成 26 年 10 月 1 日に過去分返上の認可を受けております。 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,483 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△1, 202
会計方針の変更を反映した期首残高	18, 281
勤務費用(注)	433
利息費用	195
数理計算上の差異の発生額	985
退職給付の支払額	△631
過去勤務費用の発生額	$\triangle 271$
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	\triangle 5, 678
その他	<u>13</u>
退職給付債務の期末残高	13, 327

(注) 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,231 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△19
会計方針の変更を反映した期首残高	5, 211
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	373
事業主からの拠出額	1, 576
退職給付の支払額	△340
その他	13

年金資産の期末残高

6,932

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	8, 329	百万円
年金資産	△6, 932	
	1, 396	
非積立型制度の退職給付債務	4, 998	
未積立退職給付債務	6, 395	
未認識数理計算上の差異	_	
未認識過去勤務費用		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6, 395	
退職給付引当金	6, 395	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6, 395	
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用(注1)	433	百万円
利息費用	195	
期待運用収益	△97	
数理計算上の差異の費用処理額	631	
過去勤務費用の費用処理額(注2)	△271	
確定給付制度に係る退職給付費用	891	
原出年全基金に核る代行郊公振 Lに伴る掲光 (注3)	∧5 608	

厚生年金基金に係る代行部分返上に伴う損益(注3)△5,698

- (注) 1. 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。
 - 2. 平成 26 年 10 月 1 日付で厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移 行したことにより、当事業年度において、過去勤務費用の費用処理額が△271 百 万円発生しております。
 - 3. 特別利益に計上しております。
- (5) 年金資産に関する事項
 - ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券38%株式13生命保険会社一般勘定8現金及び預金41合計100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、 年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮してお ります。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率

0.7%

長期期待運用収益率 2.5%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は12百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 83,251 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 83,251 百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額はありません。

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関 連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等 の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
主要株主	財務省	被所有	政策金融	増資の引	31,000	_	_
	(財務	直接	行政	受			
	大臣)	100%		(注1)			
				資金の受	1, 512, 991	借入金	9, 425, 316
				入			
				(注2)			
				借入金の	1, 321, 639		
				返済			
				借入金利	50, 488	未払費用	14, 981
				息の支払			

	社債への	2, 569, 535	_	-
	被保証			
	(注3)			

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 - 2. 資金の受入は、財政投融資特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、 財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は 外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
 - 3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 - 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
	独立行	なし	連帯債務	連帯債務	428, 110	_	_
主要株主	政法人		関係		(注1、4)		
が議決権	国際協						
の過半数	力機構						
を所有し	株式会				1, 111, 402	_	_
ている会	社日本				(注2、4)		
社等	政策金						
	融公庫						

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)附則第 4 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第 4 条第 2 項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 2. 株式会社国際協力銀行法附則第 12 条第 1 項の規定により、当行が承継した株式会社 日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号) 附則第 46 条の 2 第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負ってい る連帯債務であります。なお、同法附則第 46 条の 2 第 2 項の規定により、株式会社日 本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、当行は、株式会社 日本政策金融公庫既発債券に対し、710,000 百万円の連帯債務を負っております。な

お、同法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に 供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 1円 76 銭
- 1株当たりの当期純利益金額0円9銭

計算書類の附属明細書

第3期	自	平成 26 年 4 月 1 日
事業年度	至	平成 27 年 3 月 31 日

株式会社国際協力銀行

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

_											(単位:]	5万円、%)
	資	産	0)	種	類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期增加額	当 期減少額	当 期償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
1	有	形 固	定	資	産							
	建				物	3, 176	69	28	177	3, 040	553	15. 40
	土				地	24, 694		30	ı	24, 664	I	
	IJ	_	ス	資	産	31	_	_	8	22	21	49. 01
	建	設	仮	勘	定		146	146	-		1	_
	そ	の他の	有形	固定資	資産	655	175	0	263	567	564	49. 88
1	有	形固	定資	産	計	28, 558	391	204	449	28, 295	1, 140	
4	無	形 固	定	資	産							
	ソ	フ	トゥ	工	ア	1, 561	2, 499	_	906	3, 154	1,797	
	IJ	_	ス	資	産	_	_	_		_	_	
	そ	の他の	無形	固定資	資産	_	_	_		_	_	
4	無	形固	定資	産	計	1, 561	2, 499	_	906	3, 154	1, 797	

2. 引当金明細書

(単位:百万円)

						<u> 単位・日刀 [7] </u>
区分		当期首残高	当期増加額	当期源		当期末残高
区 分			当 为 增 加 領	目的使用	その他	
貸 倒 引 当	金	128, 885	39, 489	_	52, 881	115, 492
一般貸倒引当	金	39, 616	36, 828	-	39, 616	36, 828
個別貸倒引当	金	86, 300		-	10, 297	76, 003
特定海外債権引当甚	助定	2, 968	2,660	_	2, 968	2, 660
賞 与 引 当	金	483	500	483	_	500
役員賞与引当	金	5	6	5		6
役員退職慰労引当	金	20	9	_	_	30
計		129, 395	40,006	489	52, 881	116, 030

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額 個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位:百万円)

					<u> </u>
	<u> </u>	₹	分		金額
給	料	•	手	爿	5, 181
退	職	給	付	費用	891
福	利	厚	生	費	675
減	価	償	却	費	1, 356
土	地建	物機	械 賃	借料	147
営		繕		費	124
消	ŧ	毛	品	費	213
給	水	光	熱	費	108
旅				費	1, 351
通		信		費	119
広	告	宣	伝	費	4
諸	会費•	寄付	金・ダ	で際費	12
租	1	兑	公	課	359
そ		の		他	6, 457
		計			17,004

1 独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

株式会社 国際協力銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 茂木哲也 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につい て監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手する

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその商用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を

正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 29 日

株式会社国際協力銀行 監査役会

常勤監査役井本裕邸

監査役(社外監査役) 五十嵐 達朗 ⑩

監査役(社外監査役) 西尾 進路 印

3

監査報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めま

す。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締 役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 29 日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役 井本 裕 印

監査報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めま

す。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締 役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 29 日

株式会社国際協力銀行

監査役(社外監査役) 五十嵐 達朗 ⑩

監査報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めま

す。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締 役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 29 日

株式会社国際協力銀行

監査役(社外監査役) 西尾 進路 印

平成26年度決算報告書

株式会社国際協力銀行

平成 26 年度 5030 株式会社国際協力銀行決算報告書

収入支出铁算

平成 26 年度における

収入済額は 285,666,041,891 円

であって

って 支出済額は 213,766,284,255 円

である。 したがって、収入が支出を超過すること 71,899,757,636 円

したがって、収入が支出を超過することである。

また、株式会社国際協力銀行の決算において計上した会社法(平成17年法律第86号) 第446条の剰余金の額は 127,369,837,660 円

であったので、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)第31条第1項並びに株

式会社国際協力銀行法施行令 (平成23年政令第221号) 第6条第1項及び第2項の規定に

より 63,684,918,830 円

63,684,918,830 円

を国庫に納付することとして、決算を結了した。

を準備金として積み立て、残余の額

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

7 以	X										
	坂	F	溥	額	ишк				収入予算額と収	収入済額との	の 新
当初	子 算 額 (円)	予 算 補 子 予算補正修正	予 算 補 正 追 加 額 予算補正修正減少額(△)(円)	¢п	(田)	Υ Υ	角	(E)	(△は減)	(F	(E)
	821,481,718,000		0		821,481,718,000	00	285,666	285,666,041,891		△ 535,815,	535,815,676,109
23 X	丑										
₩	田子田	ん									
当初予算額 (円)	予算補正修正減少額 予算補正修正減少額 (△)	合 指 (用)	前年度繰越額(円)	予備費使用額 (円)	H) 予算総則の規定に よる経費増額(H)	(C 支出予算現額 (円)	支出済額	(円) 翌年度繰越額(円)	越額(円)	不用額((E
805,552,655,000	0	805,552,655,000	0		0	0 805,552,655,000	55,000 213,766,284,255	4,255	0	591,786	591,786,370,745
重量〕	別内訳〕										
道	車	支出予算額 (円)	前年度繰越額(円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定 による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	支出予算現額 (円)	支出落額(円)	翌年度繰越額 (円)	波額 差 引 (円)	(田)
01 事業損金	事務運営に必要な経費	17,402,356,000	0	0	0	0	17,402,356,000	15,401,291,032	32	0 2,001	2,001,064,968
	税	285,477,000	0	0	0	0	285,477,000	238,922,035	35	0 46	46,554,965
	業務委託費	2,577,163,000	0	0	0	0	2,577,163,000	2,118,281,420	30	0 458	458,881,580
	支払利息及び社債発行諸費	785,058,259,000	0	0	0	0	785,058,259,000	196,007,789,768	38	0 589,050	589,050,469,232
09 予備費	事 告	229,400,000	0	0	0	0	229,400,000		0	0 229	229,400,000

[収入支出決算額]				
1 収 入				
※ 項・目	収入予算額(円)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差 (△付減)	増減理用
0100-00 事業 益 金				
0101-00 事 業 益 金	662,542,687,000	155,922,624,827	\triangle 506,620,062,173	
0101-01 貸付金利息	656,166,365,000	150,096,941,483	△ 506,069,423,517	貸付金の貸付利回りが予定を下回った こと等のため
0101-02 保 証 料	6,376,322,000	4,373,105,783	2,003,216,217	支払承諾に係る収入が予定より少な かったため
0101-03 配 当 金 収 入	0	1,452,577,561	1,452,577,561	配当金があったため
0200-00 雑 収 入	158,939,031,000	129,743,417,064	△ 29,195,613,936	
0201-00 運 用 収 入				
0201-01 運 用 収 入	4,524,800,000	1,350,170,995	\triangle 3,174,629,005	預け金の運用利回りが予定を下回った こと等のため
0202-00 雑 収 入	154,414,231,000	128,393,246,069	\triangle 26,020,984,931	
0202-02 労働保険料被保険者 負担金	21,351,000	23,467,995	2,116,995	
0202-01 雑 収 入	154,392,880,000	128,369,778,074	△ 26,023,101,926	受入雑利息の収入が少なかったこと等 のため
收入合計	821,481,718,000	285,666,041,891	\triangle 535,815,676,109	

大田子算額	無 之 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	子 用 番 額	予算総則の 規定による 経費増額	海里 四 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	支出予算現額	大田 発	機 基 基 額	A 無	金额
(用) 805,323,255,000		0	(田)	0 (H)		(H) 213,766,284,255	0	(円) 591,556,970,745	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い 支払雑利息及び外国為替資金借入金利息 が減少したこと等により、支払利息を要 することが少なかったこと等のため
125,387,000	0 00	0	0	558,000	125,945,000	125,944,255	0	745	役員給の不足が生じたため (目) 職員諸手当から 558,000円流用
2,795,364,000	0 00	0	0	0	2,795,364,000	2,775,146,494	0	20,217,506	
2,168,002,000	0 00	0	0	△ 558,000	2,167,444,000	1,916,932,340	0	250,511,660	
357,080,000	0 00	0	0	0	357,080,000	307,974,265	0	49,105,735	
86,475,000	0 00	0	0	0	86,475,000	50,164,497	0	36,310,503	
635,373,000	0 00	0	0	0	635,373,000	290,452,181	0	344,920,819	
804,714,000	0 00	0	0	0	804,714,000	744,450,399	0	60,263,601	
1,368,373,000	0 00	0	0	0	1,368,373,000	1,367,447,172	0	925,828	
8,964,443,000	0 00	0	0	0	8,964,443,000	7,822,779,429	0	1,141,663,571	
405,000	00	0	0	0	405,000	0	0	405,000	
96,740,000	0 00	0	0	0	96,740,000	0	0	96,740,000	
285,477,000	0 00	0	0	0	285,477,000	238,922,035	0	46,554,965	
2,577,163,000	00	0	0	0	2,577,163,000	2,118,281,420	0	458,881,580	
782,857,341,000	00	0	0	0	782,857,341,000	194,855,466,120	0	588,001,874,880	
2,200,918,000	00	0	0	0	2,200,918,000	1,152,323,648	0	1,048,594,352	
229,400,000	0 00	0	0	0	229,400,000	0	0	229,400,000	
805,552,655,000	0 00	0	0	0	805,552,655,000	213,766,284,255	0	591,786,370,745	

第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見 株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)

平成26年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成27年5月29日

笭 哥 怒 土 淟 五十嵐 厥 国 # 贫 贫 贫 查 查 查 聉 聉 聉 株式会社国際協力銀行

(平成27年3月31日現在)

礟

Ш

浬

宜

 \triangle 115,492,525,509 3,040,028,453 24,664,807,962 22,774,566 567,481,000 3,154,967,495 2,572,328,931,219 18,463,816,738,730 28,295,091,981 緮 金 \mathbb{H}_{2} 29,506 27,177 澂 涃 什器 1,309点 14筆 23棟 産産ア返金 浬 型 産 涶 その他の有形固定資 龗 動資 H I 緎 汌 中華 定 定 \mathbb{H} K E 扣 扣 壓 A 洲 刑 \supset 神 兼 支貸 (田) 850,496,530,335 553,953,738,214 875,855,634 104,562,238,578 116,954,815,715 220,194,740 20,973,945 2,309,536,145 365,250,000,000 850,496,860,335 330,000 261,786,613,236 39,393,703,309 430,297,475,642 18,913,350,808 282,023,158 142,310,447 296,542,792,121 45,331,814,855 10,653,226,506 766,450,894 1,244,989,651 116,442,974 14,432,949,324,331 520,286,821 139,712,711 額 金 1,249 П 35 111 三菱東京UFJ銀行外2行 三井住友銀行外5行 函 4 金 金 金付 软 その他の末坂坂雄 金 桊 金 金 桊 涶 \mathbb{H} 쐮 致 未収その他の受入利息 未収外国債券利息 金融商品等差入担保金 手数 金利 ₩ 竺 t 極 紅 냹 描 愆 ④ Η $\stackrel{\sim}{\sim}$ 郶 强 \forall 6 냁 0 6 未収預け \prec 廿 Þ 溟 竺 $\exists \exists$ 氓 6 函 \exists 鈤 \oplus 未坂塚 设金 枨 災 割 H 涶 舢 렆 A 包具 紅 氜 無 6 竺 虚 6 * 金 6 * * \exists * 鍛 囟 * N 金 냹 W 選 W 湿 點 N 型 神

金 額 (円)		833,744,196,325	12,750,000,000	31,715,951	11,121,704,798	11,093,584,948	11,871,250	16,248,600	500,900,641	6,309,243	6,395,569,598	30,448,661	2,572,328,931,219	16,003,296,033,808	2,460,520,704,922	
裍													374/4			
離		金融 派 生商品	金融商品等受入担保金	リ ー ス 債 務	その他の負債	饭 艰	未故	資産取得末払金	賞 与 引 当 金	役員賞与引当金	退職給付引当金	役員退職慰労引当金	支 払 承 黙	負債 合計	正味財産	
金 額 (円)				9,425,316,034,478	6,024,363,034,478	3,400,953,000,000	3,049,490,189,943	949,227,650,025	27,645,530,123	14,981,261,862	12,328,192,200	617,866	335,458,195	63,934,502,828		
				276	210	99	30									
摘	の 部)		倒	み	資金借	資金借入	債	氨	中	用金利息	債利	支払利	未 払 費 用			
	(負債の部		借用用	借	外围為替	財政融資	社	みの	未	未払借用	未 払 社	未払その他	その色	声叉		